

まず、業務効率化したい事業者におすすめ！
経営革新計画がなくても申請できます！



賃上げ補助金2.0

デジタル活用枠(省力化投資枠)



県内事業者のデジタル化・省力化
に向けた取組を支援します！

補助額
最大
100万円

県内の中小企業・小規模事業者の持続的な経営
に向けて、**人手不足の課題に対応するためのデジタル技術導入**や、**生産性向上に向けた設備投資等**
に要する経費に対し、補助金を交付します。

補助率
補助対象経費の
1/2

※ この補助金は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。

公募期間

令和8年3月23日(月)～5月27日(水) 17時

補助対象者 主な要件は次のとおりです。

- (1) 岩手県内に主たる事業所又は工場を有する中小企業者又は小規模事業者である者。
- (2) 持続的な経営に向けて、生産性向上を目的としたデジタル化に取り組む者。
- (3) 「パートナーシップ構築宣言」を行い、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録されている者。

※ 本補助金の「デジタル活用枠」以外の枠に交付申請を行っている場合・交付申請を行う見込みがある場合は対象外となります。

補助対象事業 主な要件は次のとおりです。

- (1) 商工会・商工会議所の支援を受けて策定する経営計画に盛り込まれるデジタル化による業務効率化の取組に係る事業
- (2) 補助対象経費が、国(独立行政法人を含む。)、県又はその他の地方公共団体等、他の補助金、助成金等を活用する経費でない事業

※ 詳しくはホームページで最新の「公募要領」を確認してください

中小企業等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助金



<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/1010807/1066780.html>

補助金の交付までの流れ※1

経営計画の策定※2
(商工会・商工会議所の支援を受けて策定)

「パートナーシップ構築宣言」
の登録・公開確認※3

補助金の交付申請

申請受付期間：令和8年3月23日（月）から令和8年5月27日（水）17時まで

審査会（令和8年6月中旬）

事業採択決定（令和8年6月下旬）・補助金の交付決定（令和8年7月上旬）

補助事業の実施

補助事業実施期間：交付決定の日から令和9年1月29日（金）まで

補助事業の実績報告・補助金の交付請求

実績報告書提出期限：補助事業完了後30日以内又は令和9年2月10日（水）のいずれか早い日まで

補助金の交付

補助事業者から実績報告書及び請求書の提出を受け、現地調査等による補助事業完了確認後、速やかに

- ※1 この全体の事務の流れは予定であり、応募申請件数、審査の状況等により前後する場合があります。
- ※2 経営計画については、商工会・商工会議所の支援を受けて、所定の様式「事業計画書（別紙1（デジタル活用枠（省力化投資枠）用）」に記載してください。（国の「小規模事業者持続化補助金」の申請スキームを参考にしてください。）
- ※3 パートナーシップ構築宣言については、既に登録・公開確認済みの場合、改めての手続きは不要です。

「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」、「中小企業省力化投資補助金」、「小規模事業者持続化補助金」、「デジタル化・AI導入補助金」、「事業承継・M&A補助金」など、国の各種支援策についても、必要に応じて、併せてご検討ください。



中小企業庁 支援策チラシ



<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/support.html>

お問合せ先・応募申請先

岩手県商工労働観光部経営支援課 中小企業振興担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県庁 2階
TEL: 019-629-5544 E-mail: AE0002@pref.iwate.jp